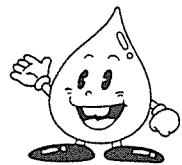


貯水槽管理点検要領

(管理チェックリストによる点検)



東京都水道局



この点検要領は、「貯水槽水道管理チェックリスト（貯水槽水道設置者（管理者）用）」により、貯水槽を点検する場合の点検ポイントが記してあります。

点検の際に、ご活用ください。

貯水槽水道管理チェックリスト（貯水槽水道設置者(管理者)用）

＜タンク点検項目＞		＜実施日＞		H . .	H . .	H . .	H . .
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
周 囲	点検・清掃・修理等に支障はないか。						
	タンク周辺は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていないか。						
	タンク周辺にたまり水や湧水はないか。						
本 体	内部の点検・清掃・修理等に支障のない計上であるか。						
	亀裂・漏水箇所はないか。						
	雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。						
内 部	壁面の汚れ・異物・浮遊物・濁りはないか。						
	給水管以外の設備・配管の貫通はないか。						
	外壁劣化等により光が透過する状態にはなっていないか。						
マンホール	タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。						
	蓋は防水密閉型のもので、異物が入らない構造であるか。						
	施錠等により、容易に開閉できないものであるか。						
越流管	越流管・通気管の端部から異物等が入らない構造であるか。						
通気管	越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。						
水抜管	越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。						
給水管	当該設備以外の配管と直接連結されていないか。						
水 質	臭い 給水栓における水に異常な臭気がないか。						
	味 給水栓における水に異常な味がないか。						
	色 給水栓における水に異常な色がないか。						
調 濁り	給水栓における水に異常な色がないか。						
査 残留	0.1mg/L以上検出されるか。 塩素	タンク以下 直結部					
備考			実施者名	実施者名	実施者名	実施者名	

目 次

1 タンクの周囲の状態

- 1) 点検・清掃・修理等に支障はないか。
- 2) タンク周辺は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。
- 3) タンク周辺にたまり水や湧水はないか。

2 タンク本体の状態

- 1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。
- 2) 龜裂・漏水箇所はないか。
- 3) 雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。

3 タンク内部の状態

- 1) 壁面の汚れ・異物・浮遊物・濁りはないか。
- 2) 給水管以外の設備・配管の貫通はないか。
- 3) 外壁劣化等により光が透過する状態になっていないか。

4 タンクマンホールの状態

- 1) タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。
- 2) 蓋は防水密閉型のものであり、異物等が入らない構造であるか。
- 3) 施錠等により、容易に開閉できないものであるか。

5 越流管・通気管・水抜管の状態

- 1) 越流管・通気管の管端部から異物等が入らない構造であるか。
- 2) 越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。
- 3) 越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。

6 給水管の状態

- 1) 当該設備以外の配管と直接連結されていないか。

7 水質調査

- 1) 臭い
- 1) 味
- 3) 色
- 4) 濁り
- 5) 残留塩素濃度

1 タンクの周囲の状態

1) 点検・清掃・修理等に支障はないか。

- ① マンホールからの出入りに支障となる位置には梁等が存在しないこと。
- ② 高置タンクにおいては点検等に支障のないよう安全対策が施されていること。
- ※ 地下式タンクについては、外部からの点検が不可能であるため、タンク清掃時に内部から点検を行う。

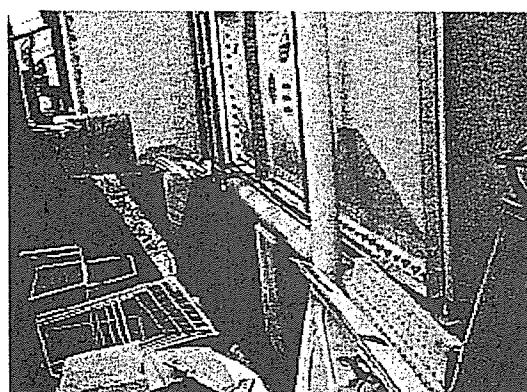
2 タンク周辺^{*1}は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。

- ① ごみの集積場、汚水処理施設等が近くにないこと。また、汚水配管の通気管管端部や空調施設の排気口が近くにないこと。
- ② 廃棄物や薬品等水を汚染するおそれのあるものがタンクの近くにないこと。
- ③ 鳥害対策^{*2}がとられていること。
- ④ タンク上部の空間に汚水管がないこと。
- ⑤ タンク上部に汚水管がある場合には、漏水が発生してもタンクが汚染されないように汚水管下部に樋や受け皿が設置されていること。
- ⑥ タンク周辺には落葉や雑草等がないこと。
- ⑦ FRP製タンクでは、表面劣化によるガラス繊維の剥離、飛散等がないこと。
このような現象が認められた場合は、タンクの塗装を実施すること。
- ⑧ タンク上部に勾配がない場合、雨水等の排水不良箇所が存在しないこと。

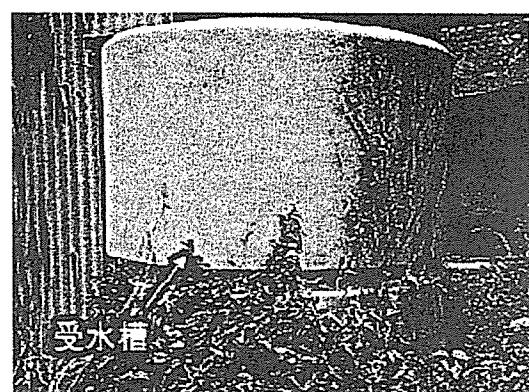
*1 ・具体的には5m程度のことをいう。

*2 ・アンテナをタンク周辺から離れたところに設置する。

- ・防護ネットでタンク周囲を覆う。
 - ・タンク周辺に針状突起物を設置する。
- などが考えられる。



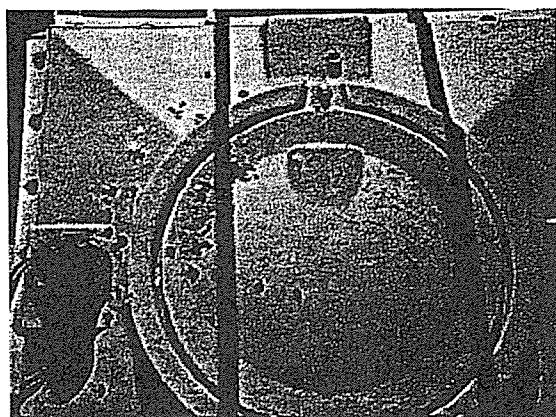
例図-1



例図-2

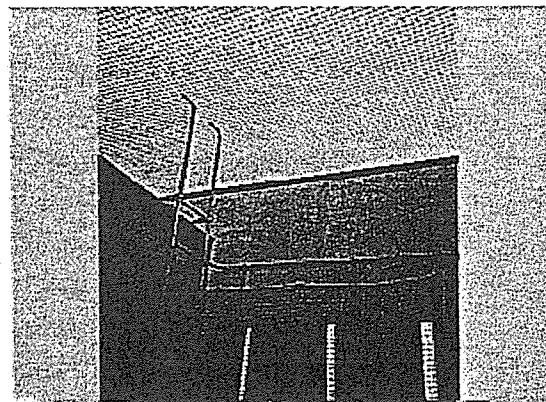
× タンク周辺が物置と化している。

× タンク周辺に雑草が生い茂っていて、虫のすみかになりやすい。
防虫網に問題が見られる場合にタンク内に侵入する可能性がある。



例図-3

× 鳥の糞が確認される。



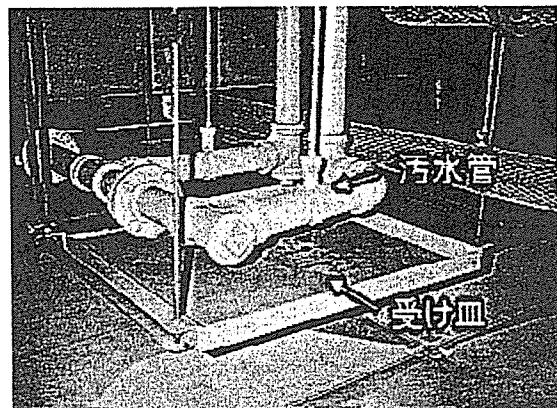
例図-4

○ 鳥の侵入防止のため防護ネットを設置した。



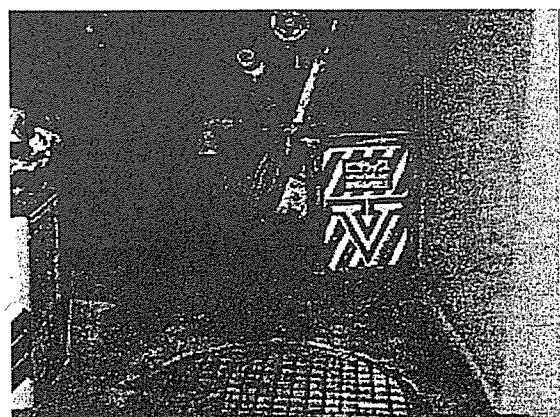
例図-5

× 高置タンクに煙突が近接している。この場合通気管等から煤煙がタンク内に侵入する可能性がある。



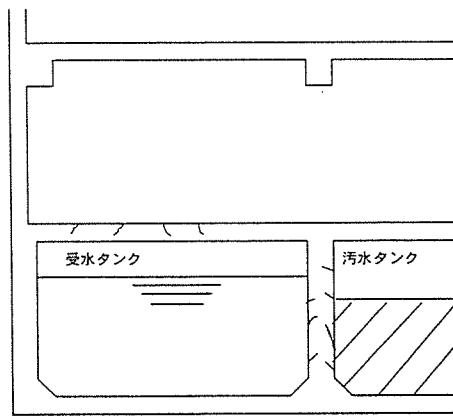
例図-6

○ タンク上部にある汚水管の下に受け皿を設置してタンクの汚染を防護している。



例図-7

× 地下式タンクの上部に油缶が置かれている。タンクに亀裂が存在し、かつ、缶を倒した場合に飲料水が汚染される場合もある。



例図-8

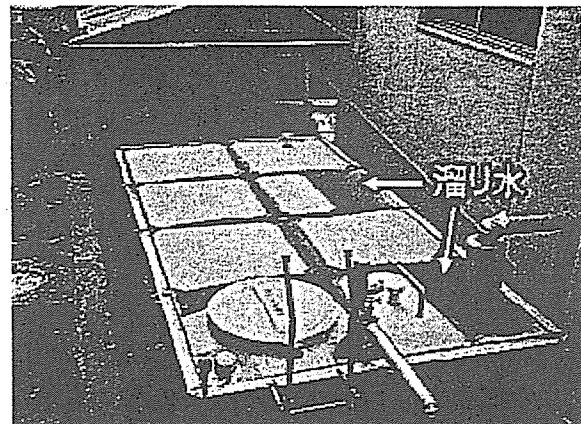
× このタンクは地下式タンクで汚水タンクと槽壁を共有している。

③ タンク周辺にたまり水や湧水はないか。



例図-9

- ✗ 屋上の排水不良によりタンク周辺にたまり水が確認される。
これは蚊の発生原因となるため、衛生的な環境が保持できない。



例図-10

- ✗ タンク上部にたまり水が確認できる。FRP製タンク等パネル式のタンクの場合、接合部パッキンの劣化により、タンク内に侵入する場合がある。

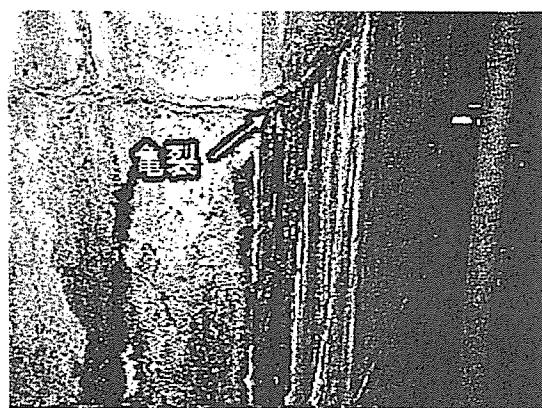
2 タンク本体の状態

1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。

- ① マンホールの開閉に支障のない場所であること。

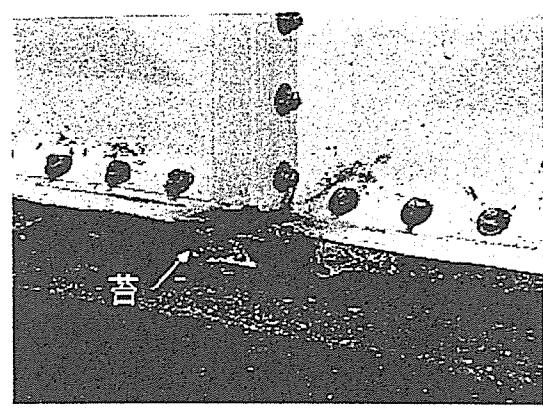
2) 亀裂・漏水箇所はないか。

- ① 側面、上面、底面に亀裂又は漏水箇所がないか一巡して確認する。
- ② パネル式タンクでは、接合部のパッキン不良による漏水がないこと。
- ③ ステンレス製タンクでは、パネル溶接部分の亀裂及び漏水がないこと。



例図-11

- ✗ コンクリート製受水タンクで亀裂が生じている。亀裂部には白色物質(遊離石灰)が付着していることが多い。樹脂コーティング等による補修方法がある。

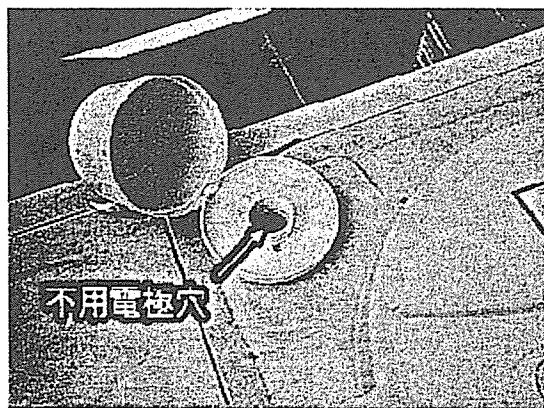


例図-12

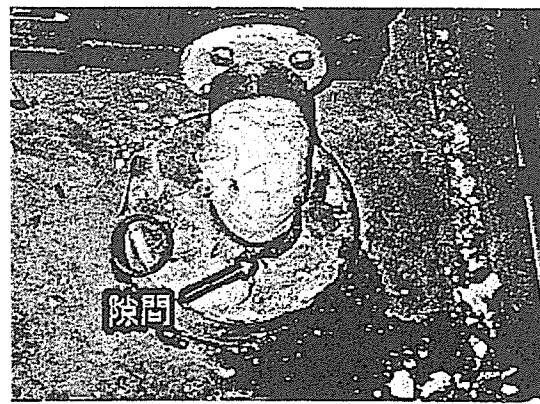
- ✗ 漏水のためタンクに苔が生育している。

3 雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。

- ① 通気管、揚水管、水道水流入管、水位電極部とタンクの接合部は固定され、防水密閉となっていること。



例図-13



例図-14

- ✗ 水位感知電極棒を受水タンクに設置するために用意された電極穴を使用せずに放置している。
- 虫等の侵入防止のため、電極穴を塞ぐ必要がある。

- ✗ 地下式タンクの揚水管の立上り部に隙間が生じている。

3 タンク内部の状態

1) 壁面の汚れ・異物・浮遊物・濁りはないか。

- ① タンク内部を確認する際、暗い場合には懐中電灯を用いる。
- ② 水中に懐中電灯を当てたとき光の筋が明確に確認できる場合、濁りがあると判断する。
- ③ タンク内にネズミ、トカゲ等の小動物を発見した際には、侵入経路を確認する。なお、侵入経路を確認する箇所としては、『マンホールが密閉されているか』『通気管、越流管の防虫網の設置状況』等がある。
- ④ この診断項目が不良の場合は、水質検査機関で詳細な水質検査を実施すること。

2 給水管以外の設備・配管の貫通はないか。

- ① 給水管、定水位弁パイロット管、通気管、越流管、水抜管、減菌用薬液管、揚水配管、タンクを兼用する消火用ポンプの揚水管、防錆剤注入配管以外の管が貫通していないこと。

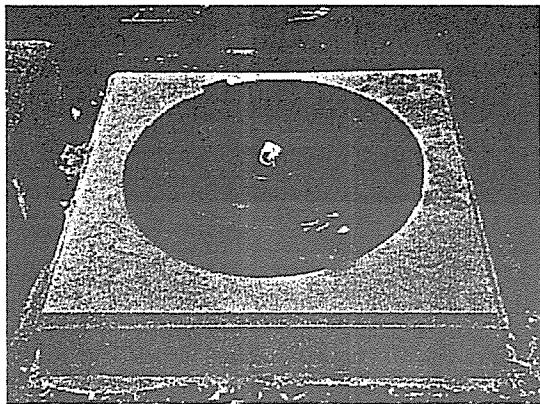
3 外壁劣化等により光が透過する状態になってはいないか。

- ① タンク内が異常に明るい場合やタンク内から外にかざした手の形がはっきりと確認できる場合には、光が透過していると判断する。
- ② タンク内に藻が発生した場合には、光の透過があると判断する。

4 タンクマンホールの状態

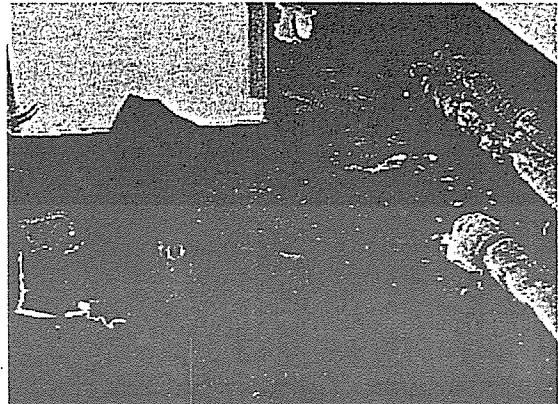
1) タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。

- ① マンホール周囲に雨水や排水が滞留した場合に、マンホール面が冠水しないレベルを衛生上有効な立ち上がりと判断する。一般的には10cm程度をいう。
- ② 衛生上有効な立ち上がりがない場合には二重蓋とし、それぞれパッキンを有する防水密閉型であること。



例図－15

○ 衛生上有効に立ち上がっている。



例図－16

× マンホールが立ち上がってない

2 蓋は防水密閉型のものであり、異物等が入らない構造であるか。

- ① 蓋又は枠側に適度な弾力性のあるパッキンが取り付けられていること。
- ② 枠と蓋の間に雨水等がたまらない構造であること。
- ③ 蓋が施錠された状態でがたつきがないこと。
- ④ たわみ等の変形で受枠との間に隙間が生じていないこと。

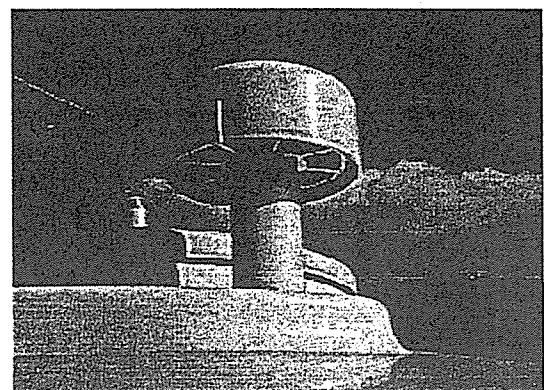
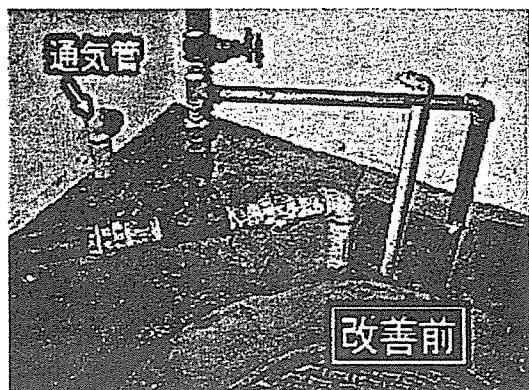
3 施錠等により、容易に開閉できないものであるか。

- ① マンホールは確実に施錠されていること。
- ② マンホールに施錠できない構造のときには、タンク室出入口を施錠すること。

5 越流管・通気管・水抜管の状態

1) 越流管・通気管の管端部から異物等が入らない構造であるか。

- ① 管端部は下向きとすること。
- ② 管端部の近くに、排水管、空調の排気口及びボイラー等の排煙口がないこと。



例図－17

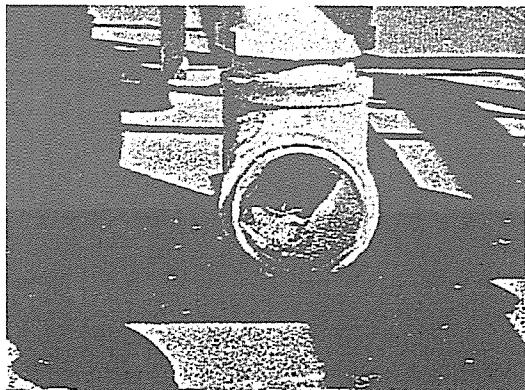
- × 通気管の管端部が横向きであるため埃等が侵入する恐れがある。

例図－18

- 通気管に通気笠が設置してある。(通気管は有効容量2t以下のタンクには設置しなくてもよい。)

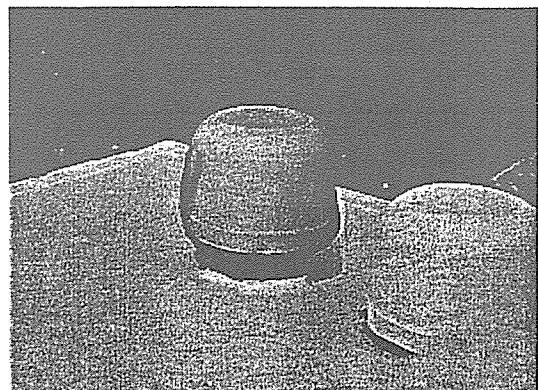
2 越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。

- ① 防虫網に破損や目詰まりがないこと。
② 防虫網の網目は2nm程度が適当である。



例図－19

- × 越流管の管端部に設置している防虫網が破損している。

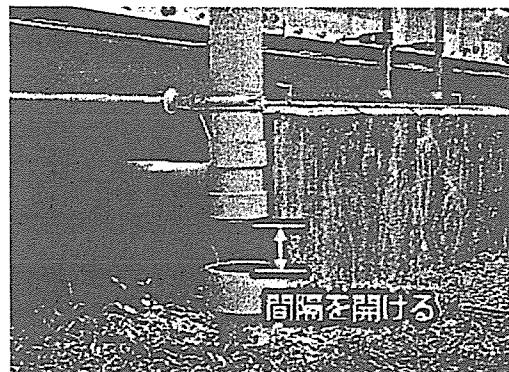


例図－20

- 通気笠の上から防虫網を巻き付けてある。

3 越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。

- ① 逆流防止のために十分な距離とは15cm以上確保されていることである。



例図－21

- 越流管と排水管の間隔が十分離れており、間接排水となっている。



例図－22

- × 水抜管と排水管が直接連結されているため、逆流する恐れがある。

6 給水管の状態

1) 当該設備以外の配管と直接連結されていないか。

- ① 工業用水、井戸水等水道水以外の配管と直接連結されていないこと。

7 水質調査

1) 臭い

- ① 異常な臭気が認められないこと。

2 味

- ① 異常な味が認められないこと。

※ 水質調査の他の項目に異常が認められた場合及びタンク管理状況調査で衛生的でないと診断された場合には安全のため実施しない。

3 色

- ① 異常な色が認められないこと。

※ 赤色の場合は鋼管に由来する鉄さび・鉄バクテリア及びマンガン等が原因と考えられる。

※ 黒色の場合は鋼管に由来するマンガン酸化物、パッキン等ゴム類の劣化が原因と考えられる。

※ 白色の場合で時間が経過しても色が消えない場合は亜鉛めっき鋼管や防錆剤等が原因と考えられる。

4 濁り

- ① 異常な濁りが認められないこと。

※ 目視で濁りが確認できる場合は水質基準を大幅に上回っている。

5 残留塩素濃度

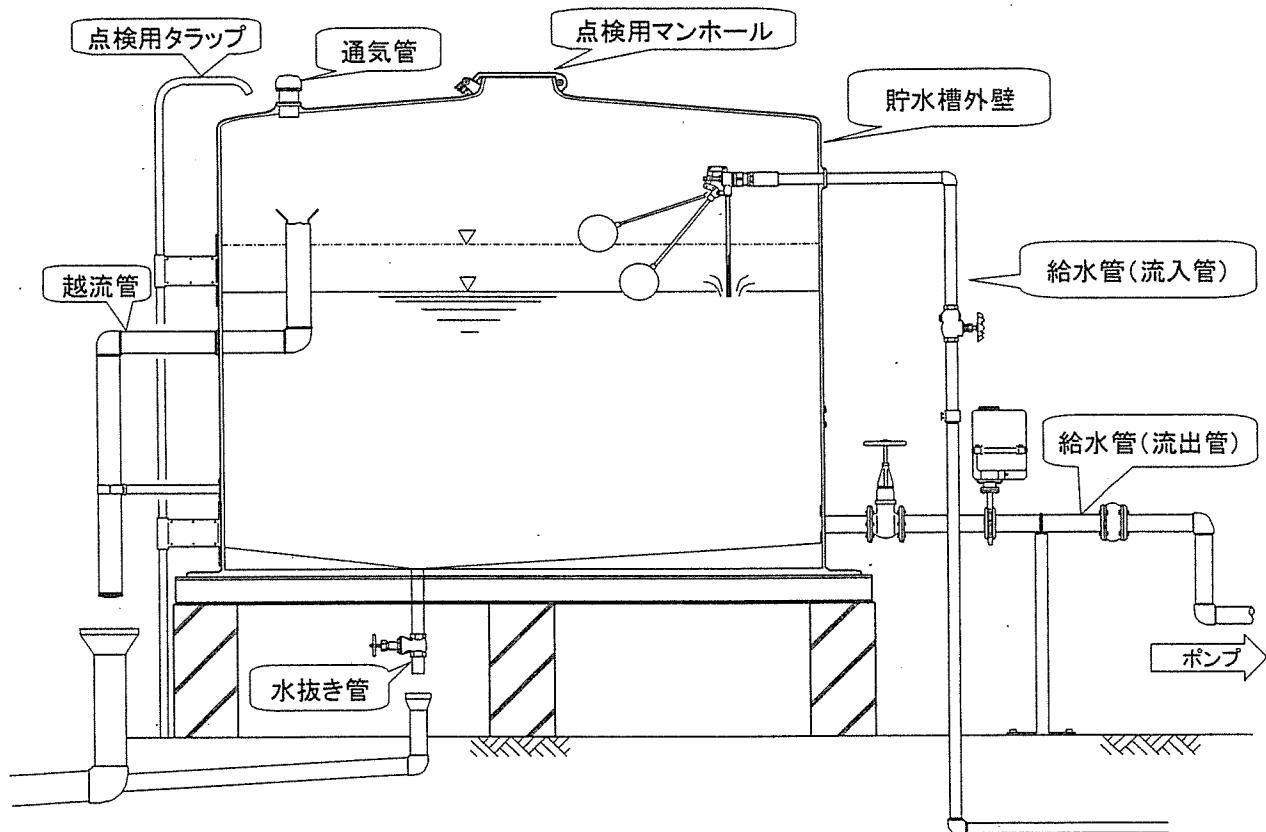
- ① 0.1 mg/l 以上検出されること。

※ タンク以下の水で残留塩素が検出されない場合、以下のことが考えられる。

ア) 受水タンクの容量と使用水量に著しく差のある場合。

イ) タンク以下装置が汚染されているため残留塩素が消費されている場合。

※ 受水タンク以下の水で異常が認められた場合は、水質検査機関に検査を依頼して下さい。



一問合せ先一

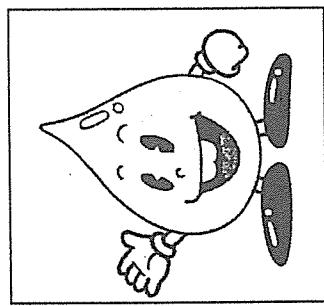
(23特別区)
東京都新宿区 西新宿二丁目8番1号
東京都水道局 給水部給水装置課
電話:03-5320-6435

(多摩市町)
東京都立川市 錦町三丁目12番11号
東京都多摩水道改革推進本部
調整部技術指導課
電話:042-527-3035

お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

貯水槽水道点検調査 へのご協力のお願い



現在、水道局では、受水タンクにより給水する方式（貯水槽水道）の設置環境や管理状況等について、その設置者や管理者（理会社を含む）のご了解のもと、点検・調査を行い、管理方法などに関するアドバイスを行っております。調査は東京都水道局から委託された会社が行い、断水や漏水の発生を伴う作業は行いません。また、受水タンク・高置タンク周辺での作業のみとなりますので、お客様のお宅へ個別にお伺いすることはありません。なお、本調査は全て無料で行っており、物品のセールスや浄水器の取扱いいたしません。

調査員は、東京都水道局から支給された身分証明証（委託証明証と兼用）を常時胸に着用しておりますので、ご不審に思われた場合、身分証明証の提示・確認をお求め願います。

調査月日： 月 日 時頃

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日 8時30分～17時15分にお願いします。)

東京都水道局

(委託会社)

お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

貯水槽水道点検調査 の結果について

本日、お客様がご使用の貯水槽水道について点検・調査を実施しました。その結果、水質上の問題はありませんでしたが、貯水槽水道の管理について十分でない部分について、□貯水槽水道設置者 □管理者（理会社含む）に対して下記のは正（／）の箇所をお願いしました。水質事故の未然防止のため、お客様ご自身により簡単にチェックできるものもございますので、チェックポイントについてお知らせします。

- 受水タンク周囲の状況（積載物、たまり水による点検の支障）
- 受水タンク本体の状況（亀裂・たまり水・接合部の不良・漏水等）
- 受水タンク内部（壁面の汚れ・劣化・他の配管連結・浮遊物）
- タンク上部マンホールの状況（施錠・密閉性・異物混入の恐れ等）
- 越流管・通気管（異物混入の恐れ（防虫網・排水口との離隔）等）
- 給水管の状態（他の配管と連結されていないか）

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日 8時 30分～17時 15分にお願いします。)

東京都水道局

(委託会社)

お住まいの皆様へ

一 水道局からのお知らせ 一

貯水槽水道点検調査の 結果(異状なし)について

本日、お客様がご使用の貯水槽水道について点検・調査を実施しました。その結果、水質上、管理上ともに問題はありませんでした。貯水槽水道の管理については、ご使用される方も日頃から下記のことについて注意を払うことで、安全に水をご使用いただけます。

水質事故の未然防止のため、お客様ご自身により簡単にチェックできるものもございますので、そのポイントについてお知らせします。

- 受水タンク周囲の状況（積載物、たまり水による点検の支障）
- 受水タンク本体の状況（亀裂・たまり水・接合部の不良・漏水等）
- 受水タンク内部（壁面の汚れ・劣化・他の配管連結・浮遊物）
- タンク上部マシンホールの状況（施錠・密閉性・異物混入の恐れ等）
- 越流管・通気管（異物混入の恐れ（防虫網・排水口との離隔）等）
- 給水管の状態（他の配管と連結されていないか）

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日8時30分～17時15分にお願いします。)

東京都水道局
(委託会社)

貯水槽水道点検調査 調査済証

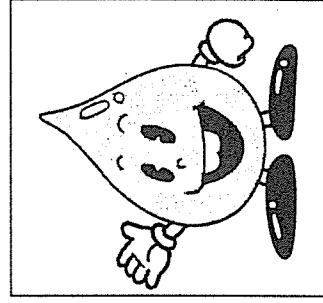
整理No. _____

本日、貯水槽水道の点検調査を行った結果、特に異状が認められなかつたことをお知らせします。これからも適正な管理をお願いします。

平成17年 月 日
東京都水道局貯水槽水道点検調査委託会社

※なお、この調査済証は、保健所の立入り検査や水道法に基づく簡易車用水道の検査（法第34条の2の第2項）ではありません。
(水道局連絡先)
ご連絡は平日の8時30分から17時15分の間にお願いします。

東京都水道局



○ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成 3 年 12 月 25 日条例第 56 号
改正 平成 09 年 12 月 25 日条例第 75 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、簡易給水水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項に規定する水道をいう。
- (2) 水道事業 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業をいう。
- (3) 専用水道 法第 3 条第 6 項に規定する専用水道をいう。
- (4) 簡易専用水道 法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。
- (5) 簡易給水水道 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水を水源として飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するものを除く。
- (6) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を設けて飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するものを除く。
- (7) 水道施設 簡易給水水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (8) 布設工事 水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- (9) 設置者 簡易給水水道又は小規模受水槽水道(以下「簡易給水水道等」という。)の所有者又は所有者以外の者で、当該水道の管理に関する権原を有するものをいう。

第 2 章 簡易給水水道

(水質基準)

第 3 条 簡易給水水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
 - (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第 4 条 簡易給水水道は、原水の質、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設は、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な消毒設備その他の設備を備えていること。

- 2 水道施設の位置及び配列は、その布設及び維持管理が容易になるようにしなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設の布設及び構造に関して必要な基準は、規則で定める。

(確認)

第5条 簡易給水水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならぬ。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするときは、申請書に、規則で定める当該工事の設計に関する書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の検査及び届出)

第7条 簡易給水水道の設置者は、当該簡易給水水道の給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 簡易給水水道の設置者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、当該簡易給水水道の給水を開始する前に、これらの検査の結果を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第8条 簡易給水水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書に記載した事項を変更し、又は当該簡易給水水道を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第9条 簡易給水水道の設置者は、規則の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(管理状況の定期検査)

第10条 簡易給水水道の設置者は、当該簡易給水水道の管理について、規則の定めるところにより、定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(平9条例75・一部改正)

(衛生上の措置)

第11条 簡易給水水道の設置者は、規則の定めるところにより、水道施設の管理に関し、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止等)

第12条 簡易給水水道の設置は、当該簡易給水水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定により給水を停止したときは、簡易給水水道の設置者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

第13条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により給水を開始したときに届け出た事項を変更し、又は当該小規模受水槽水道を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(管理基準)

第15条 小規模受水槽水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模受水槽水道を管理しなければならない。

(管理状況の定期検査)

第16条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則の定めるところにより、定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

(平9条例75・一部改正)

第4章 監督

(改善命令等)

第17条 市長は、簡易給水水道について、当該水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該簡易給水水道の設置者に対し、期間を定めて、当該施設を改善するよう命ずることができる。

2 市長は、簡易給水水道等の管理が第11条の規定又は第15条の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易給水水道等の設置者に対し、期間を定めて、当該簡易給水水道等の管理に関し、必要な措置を探るよう命ずることができる。

(給水停止命令)

第18条 市長は、簡易給水水道等の設置者が前条の規定に基づく命令に従わない場合において、給水を継続させることができが当該簡易給水水道等の利用者の健康を害すると認めるとときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該簡易給水水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 市長は、簡易給水水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該簡易給水水道の設置者から工事の施行状況若しくは水道施設の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして簡易給水水道の工事現場、水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者から水道施設の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雜則

第20条 削除 (平9条例75)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第6章 罰則

第22条 第12条第1項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けないで簡易給水水道の布設工事に着手した者
- (2) 第7条第1項の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者
- (3) 第9条の規定に違反した者
- (4) 第10条の規定に違反した者
- (5) 第16条の規定に違反した者
- (6) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第24条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に簡易給水水道の布設工事に着手し、又は給水を開始している設置者は、第5条の規定による確認を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により確認を受けた者とみなされた者は、この条例の施行の日から6月以内に、第7条第1項の規定による水質検査及び施設検査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例の施行の際現に小規模受水槽水道の給水を開始している設置者は、この条例の施行の日から6月以内に、市長に届け出なければならない。
- 5 前項の届出は、第14条の規定の適用については、第13条の規定による届出とみなす。

附 則(平成9年12月条例第75号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

○ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

制定	平成4年3月5日規則第11号
改正	平成5年11月規則第120号
改正	平成6年3月規則第41号
改正	平成10年2月25日規則第8号
改正	平成13年1月5日規則第1号
改正	平成16年4月1日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(水道施設の増設及び改造の工事)

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(簡易給水水道の水質基準)

第4条 条例第3条第2項に規定する規則で定める水質基準に必要な事項は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)の表に定めるとおりとする。

(簡易給水水道の施設基準)

第4条の2 条例第4条第4項の規則で定める必要な基準は、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に定める基準とする。

(簡易給水水道の布設工事の確認申請等)

第5条 条例第6条第1項に規定する申請書は、簡易給水水道布設工事確認申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 布設工事の設計の概要を記載した書類
- (2) 給水系統図
- (3) 受水槽及び高置水槽の平面及び断面の詳細図
- (4) 原水の水質検査の結果を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第6条第2項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは、簡易給水水道布設工事適合確認書(第2号様式)を、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、簡易給水水道布設工事／不適合／不確認通知書(第3号様式)を当該確認の申請者に交付することにより行うものとする。

(簡易給水水道の給水開始前の検査及び届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により行う水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関し、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において採取した水について行うものとする。

2 条例第7条第1項の規定により行う施設検査は、当該水道施設の浄水及び消毒の能力並びに汚

染及び漏水の有無に関する、行うものとする。

- 3 条例第7条第2項の規定による検査結果の届出は、簡易給水水道検査結果届出書(第4号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道の確認申請書記載事項変更等の届出)

- 第7条 条例第8条の規定による変更又は廃止の届出は、／簡易給水水道布設工事確認申請書記載事項変更／簡易給水水道廃止／届出書(第5号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道の定期及び臨時の水質検査)

- 第8条 条例第9条の規定により行う定期の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において採取した水について行う次の各号に掲げる検査とする。

- (1) 1日1回行う色、濁り、におい及び味の異常の有無並びに消毒の残留効果に関する検査
(2) 1年以内ごとに1回行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、同表中1の項、2の項、10の項、37の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。
2 条例第9条の規定により行う臨時の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。

(簡易給水水道の管理状況の定期検査)

- 第9条 条例第10条の規定による簡易給水水道の管理状況の検査(以下この条から第9条の3まで及び第12条において「管理状況検査」という。)は、1年以内ごとに1回、次に掲げる事項について、当該簡易給水水道が設置されている場所で実際に視認する等の方法により行うものとする。

- (1) 井戸の本体及びその周囲の状態
(2) 原水槽、受水槽及び高置水槽の本体及びその周囲の状態
(3) ろ過装置及び消毒設備の本体及びその周囲の状態
(4) 給水管の配置及び接続の状態
(5) 給水栓における水の色、濁り、におい及び味並びに残留塩素及び水素イオン濃度の状態
(6) 書類及び図面の整備保存の状況
2 直前の管理状況検査(前項に規定する方法により行われたものに限る。)の結果が同項各号に掲げるすべての事項について良好であった簡易給水水道の管理状況検査は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する方法又は次に掲げる書類の審査による方法のいずれかのうち当該簡易給水水道の設置者が指定する方法により行うものとする。
(1) 簡易給水水道の設置者が前項各号に掲げる事項について点検した結果を記載した書類
(2) 水槽の清掃の記録
(3) 前条第1項第2号の規定による水質検査に関する書類
(4) その他検査に必要と認められる書類

(指定の基準)

- 第9条の2 市長は、条例第10条の規定による指定を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしないものとする。

- (1) 管理状況検査を科学的かつ公正に行い得る民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人であること。
(2) 次のいずれかに該当する者が検査を担当すること。
ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者
イ 水道法(昭和32年法律第177号)第19条に規定する水道技術管理者
ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると市長が認めた者
(3) 管理状況検査の業務を適正に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
(4) 管理状況検査を行うために徴収する費用が適正な額であること。